

# 第6回 大館市・田代町 任意合併協議会会議録

日 時： 平成16年2月3日（火） 午後1時30分

場 所： 大館市中央公民館 2 階視聴覚ホール

## 出席者（敬称略）

会長 小 畑 元

副会長 吉 田 光 明

委員 伊 藤 毅 中 村 弘 美 八木橋 雅 孝

荒 川 邦 隆 三 浦 義 昭 佐 藤 照 雄

幹事長 佐 藤 忠 信

副幹事長 田 村 正 己

幹事 長 岐 利 堅 工 藤 堅 成

秋田県北秋田地域振興局 松 田 博

事務局長 斎 藤 誠

事務次長 小 林 浩

事務局員 本 多 恒 博 竹 村 邦 人 鳥 潟 幸 男 工 藤 学

## 欠席者（敬称略）

なし

## 会議事項

報告 第 6号 経過報告

協議案第21号 大館市・田代町合併協議会設置に関する議決について

協議案第22号 平成15年度大館市・田代町任意合併協議会歳入歳出決算見込み

協議案第23号 大館市・田代町任意合併協議会残余財産の帰属について

## 会議経過

午前9時 開 会

○司会 本日は、お忙しいところご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

ただいまから第6回大館市・田代町任意合併協議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます任意合併協議会事務局の小林でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、会長であります小畑大館市長からごあいさつをいただきたいと存じます。

○小畑 元大館市長 本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。昨年7月に発足した任意合併協議会でありましたけれども、12月26日に比内町と小坂町が脱会いたしまして、大館市と田代町で合併を目指すことになりました。本日は、法定合併協議会を設置するに当たって、議会の議決をお願いするための議案の内容や任意合併協議会の決算見込みなどについてご協議いただきたいと存じますので、よろしくお願ひします。

なお、法定合併協議会の設置議案については、本日の協議会でご承認いただきますと、大館市、田代町とも来る17日の臨時議会においてご審議いただく運びとなっております。地方自治体を取り巻く情勢が極めて厳しい中で、安定した自治体を維持していくため、将来も地域住民の方々に安心して暮らしていけるまちづくりを進めるためにも、大館市と田代町は合併を目指しているところであります。議会の議決をいただきますと、いよいよ法定合併協議会を立ち上げて、合併に向けての本格的な協議を進めていくことになりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、ごあいさつといたします。

○司会 ありがとうございます。

会議に先立ちまして、ここで出席委員数を報告させていただきます。本日は、委員8名全員の出席であり、協議会規約第9条の規定により本会議が成立していますことをご報告いたします。

それでは、協議会規約第9条2項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いしたいと思ひます。

どうぞ議長席の方へお移りを、お願いしたいと思ひます。

○小畑 元議長 それでは、暫時議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

会議の前にいつもお願ひしまして恐縮ですけれども、ご発言の際には議事録を作成する関係がございますので、挙手をしていただきまして、指名をされてから、マイクを使用してご発言いたしますようお願ひ申し上げます。

まず初めに、本日の会議の会議録署名委員としまして、任意合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき、大館市の中村弘美委員、同じく大館市の八木橋雅孝委員にお願いしたいと存じます。どうかよろしくお願ひします。

それでは、会議に入りたいと存じます。

会議次第第3、報告を議題といたします。報告第6号 経過報告について事務局の説明をお願ひします。

○事務局 それでは、報告第6号 経過報告をご説明申し上げます。

次第の次のページ、1ページ目をお開きいただきたいと存じます。この経過報告では、平成16年1月23日の第5回任意合併協議会から本日2月3日の第6回任意合併協議会までの間の主な実施事業をご報告いたします。

1月23日、第5回任意合併協議会が開催され、規約の改正、そのほかについて協議されました。

1月27日、第8回任意合併協議会幹事会が開催され、第6回任意合併協議会の案件などが協議されました。

以上で報告第6号 経過報告を終わらせていただきます。

○小畑 元議長 ただいまの報告につきまして何かご質問等ございませんか。

「なし」の声

○小畑 元議長 ないようでありますので、それでは会議次第の4、協議に移りたいと存じます。

協議案第21号 大館市・田代町合併協議会設置に関する議決についてを事務局から説明をお願いします。

事務局。

○事務局 協議案第21号 大館市・田代町合併協議会設置に関する議決についてをご説明いたします。

2ページでございます。こちらの文書は、任意協議会といたしまして法定協議会の設置に向けた議会での議決をお願いしたいということで、それぞれの市町長あてに提出したいと考えております文書でございます。内容といたしましては、これまでの任意合併協議会における協議と合併協定基本5項目の合意を踏まえ、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく大館市・田代町合併協議会を設置したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき各市町におきまして議会を開催の上、合併協議会設置に関する議決をしていただきますようお願いいたしますという内容でございます。

続きまして、次のページ、3ページであります。大館市・田代町合併協議会の設置についてであります。こちらの文書は、それぞれの市町において議会に提出していただく議案のひな形でございます。内容といたしましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、大館市及び田代町の合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成、その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め大館市・田代町合併協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める、このような内容で議会への議案として提出していただきたいと思っております。

なお、こちらの文書には大館市・田代町合併協議会規約が添付されることになってございます。

続きまして、別冊の参考資料をご覧いただきたいと思います。文章中にもございました法定協議会設置の根拠法令につきましては、1ページ目から2ページ目には地方自治法の抜粋、3ページ目には市町村の合併の特例に関する法律の抜粋という形で載せさせてい

ただいております。

続きまして、4ページをご覧ください。大館市・田代町合併協議会設置協議書案といたしまして、大館市・田代町合併協議会を設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、1市1町の長の間で別紙規約のとおり協議したという内容の協議書でございます。それぞれの議決後になりますが、こちらの協議書には市町長の署名をいただくものでございます。

なお、こちらの協議書にも大館市・田代町合併協議会規約が添付されることになってございます。

続きまして、5ページをご覧ください。大館市・田代町合併協議会の規約等に関する確認書案といたしまして、大館市長、田代町長（以下1市1町の長という）は大館市、田代町合併協議会規約（以下規約という）中、1市1町の長が協議して定める事項、その他確認事項を必要とする事項について、下記のとおり協議し、確認したという内容で確認事項をまとめたものでございます。

最初に、1市1町の長が定める事項といたしまして、1番であります。会長の選任について、規約の第6条第1項の関係でございます。2番といたしまして、委員の選任について、規約の第8条第1項第4号の関係でございます。こちらは、北秋田地域振興局長を予定しておりますので、記入させていただいております。3番といたしまして、事務局の事務に従事させる職員について、規約の第15条第2項の関係でございます。こちらは、現職員の職、氏名を記入させていただいております。

次のページ、6ページでございます。4番といたしまして、1市1町の負担金の額について、規約の第16条第2項の関係でございます。一つ目といたしまして、1市1町の負担金の額は、1市1町が負担すべき経費総額の4割を均等割とし、残額を平成12年国勢調査による人口割としてそれぞれ算出した額とする。その場合において、国の合併準備補助金がある場合は、1市1町が負担すべき経費総額から該当補助金の総額を差し引いた額の4割を均等割とし、残額を平成12年国勢調査による人口割として、それぞれ算出した額に当該補助金を加算した額とする。二つ目といたしまして、派遣職員（秋田県職員）にかかわる経費は大館市が支払い、1市1町の負担すべき経費総額の4割を均等割とし、残額を平成12年国勢調査による人口割としてそれぞれ算出した額を負担するものとする。5番といたしまして、規約の施行日について、附則の関係でございます。法定協議会の設置日として予定しております平成16年3月2日を記入させていただいております。続いて、会長が定める事項であります。6番といたしまして、協議会に属する現金を預ける金融機関について、規約の第17条の関係であります。こちらは、大館市の指定金融機関を記入させていただいております。

次のページ、7ページでございます。その他の事項であります。その他の事項につきましては、表題後にご説明いたしました。7番といたしまして、市町長会議の開催について、8番といたしまして委員及び監査委員の公務災害補償制度の適用について、9番といたしまして協議会事務局職員の身分等について、10番といたしまして規約、規定等で会長が定める（指定する）の取り扱いについて、次のページ、8ページでございます。11番といたしまして、確認内容の変更についてであります。以上の内容の確認書でございます。こちらの確認書にもそれぞれの議決後になりますが、市町長の署名をいただくものでござ

ざいます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご協議賜りますようお願いいたします。

○事務局 議長。

○小畑 元議長 はい。

○事務局 すみません、ちょっと補足でございますが、ただいまの資料の6ページをご覧くださいと存じます。6ページでございます。

ここに1市1町の負担金の額についてとうたっておりますが、下の方の丸でございますが、派遣職員、県職員の経費の部分でございます。県職員につきましては、現在の任意合併協議会の派遣につきましては、松田さんに来ていただいておりますが、これは会長が県の方に派遣について直接県庁を訪れてお願いして下さった関係で来ていただいているものでございまして、現在県の合併支援室の松田副主幹が北秋田地域振興局の職員を兼務して毎日鷹巣の方から通っていただいているところでございます。この経費につきましては、現在は県の方で持っていただいているわけでございますが、法定協議会になりますと正式に県の方から派遣をお願いするという形になります。そして、今度は大館に在住して事務局の職員としてお手伝いをいただくということになるわけございまして、その費用の負担についてうたっているものでございます。平成15年度につきましては、3月1日から3月31日までの1カ月間を予定してございまして、これの費用の割合につきましては前回の協議会で予算で示してございますように、負担割合につきましては均等割を40%、それから人口割を60%として計算してございまして、3月中の費用につきましては時間外等各種手当を含めてまして50万円と予定してございまして、大館市が代表として派遣を受け、費用につきましては田代町と大館市で分担という形をとってございまして、費用額としましては、大館市が36万8,000円前後、それから田代町が13万1,000円程度となる見込みでございます。引き続き16年度も、16年の4月1日から17年3月31日までの1年間を予定してございまして、15年度の予算につきましては17日の臨時議会で補正予算としてそれぞれ大館市、田代町とも補正予算をお願いすることになってございまして、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小畑 元議長 いいですか説明は、これで。それでは、ただいままでの説明についてご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。どうぞ。ございませんか。

「なし」の声

○小畑 元議長 ないようであれば、お諮りしたいと思います。

協議案第21号につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○小畑 元議長 異議なしと認め、協議案第21号を原案のとおり承認することに決したいと思います。

なお、本案については、先ほど来説明がございましたけれども、大館市、田代町ともに17日に予定しております臨時議会において議会の議決をお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、協議案第22号 平成15年度大館市・田代町任意合併協議会歳入歳出決算見込みを事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、協議案第22号の決算見込みについてご説明をいたします。

協議案つづりの5ページの方をご覧くださいと思います。5ページの方ですけれども、決算書という形でお示しておりますけれども、歳入といたしましては1款1項負担金といたしまして収入済額が1,374万5,542円となっております。これにつきましては、比内町と小坂町の退会に伴う負担金の清算後の額ということになっておりまして、右端の方に予算現額と収入済額との比較というところで175万3,458円と示しておりますが、これが負担金の清算後の返戻額という形になりまして、これにつきましては後ほど参考資料2の方でご説明をしたいと思います。

次に、2款1項県補助金でございますが、収入済額が500万円、これは平成15年の12月19日に収入済みでございます。

また、3款1項の諸収入といたしまして収入済額50円、合わせまして歳入合計1,874万5,592円となっております。

一方歳出でございますけれども、1款1項総務管理費といたしまして支出済額が264万1,604円、また、2款1項事業推進費といたしまして1,450万3,225円、それから3款1項の予備費につきましては支出がなく、歳出合計といたしまして1,714万4,829円となっております。

歳入歳出の差し引き残額といたしまして160万763円の見込みでございますが、このうち160万円につきましては、前回の第5回任意合併協議会で承認をいただきました平成15年度の法定協議会予算への繰り入れとさせていただきます。

内訳につきましては、6ページ以下の事項別明細の方に示しているとおりでございますけれども、8ページの方をご覧くださいと思います。8ページの方は、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費の2目事務局費のところでございますが、18節の備品購入費が1市1町の協議会の公印を購入するに当たって不足額が生じたので、9節の旅費から2万2,757円を流用させていただいております。

また、2款の事業費、1項事業推進費の1目事業推進費でございますが、11節の需用費の方で資料の作成等のためのコピー代に不足をしておりますので、13節の委託料の方の残額から101万9,450円を流用させていただいております。

なお、最終的な決算の状況につきましては、各議長さんをお願いしております監事の監査に付した後、その結果とともに各委員にお送りする形でご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、参考資料2の方をご覧くださいと思います。参考資料の9ページになります。こちらの方は、残余財産の取り扱いに関する確認書案となっております。これは、比内町と小坂町が平成15年12月26日をもちまして1市3町の任意合併協議会から退会したことに伴いまして、残余財産の取り扱いについて確認書を取り交わし清算をするという内容でございます。皆様にお配りしておりますのは、題名の方に案がついておりますけれども

も、皆様にお配りした時点では案としてお配りしておりますが、これにつきましては平成16年の1月30日に比内町と小坂町と、それから1市1町の任意合併協議会におきまして確認書を取り交わしさせていただいております。内容といたしましては、5点ほどございますが、1点目といたしまして甲、これは1市1町の合併協議会でございますが、比内町に対し負担金返戻金として94万2,164円を支払う、また2点目といたしましては小坂町に対し同じく81万1,294円を支払うと。3点目といたしましては、物品でございますが、表に示す9点の物品につきましては大館市・田代町任意合併協議会に帰属するものとしております。また、4点目といたしまして公印は協議会において廃棄処分する、5点目といたしましては比内町と小坂町は1市1町の協議会または大館市もしくは田代町に対し今後この件に関する一切の請求、異議申し立て、訴訟等をしないということの確認をさせていただいております。

それで、1点目、2点目の金額につきましては、次のページ、10ページになりますが、こちらの方で残金の清算計算書という形で算定をさせていただいております。まず、平成15年12月26日時点での現金の額でございますが、歳入歳出差し引き残額といたしまして480万9,865円、これにつきましては11ページ以下の歳入歳出計算書の方で示しております。それから、10ページの2点目、平成15年12月26日現在の備品帳簿価格、これは物品、備品の現存価格でございますが、減価償却をした後の価格でございますが、これが15万6,736円となっております、これらを合わせますと496万6,601円となります。これを当初負担金をいただいたときと同じ計算方法で返戻金を算定いたしますと、中ほどちょっと下のところがございます棒線を引いたところでございますが、返戻金合計といたしまして比内町に対しては94万2,164円、また小坂町に対しましては81万1,294円となります。このような形で比内町、小坂町と残余財産の取り扱いに関する確認書を締結させていただいたところがございます。

説明は以上でございます。

- 小畑 元議長 ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。ございませんか。

「なし」の声

- 小畑 元議長 ないようでしたら、お諮りしたいと思います。

協議案第22号、決算見込みについてでありますけれども、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

- 小畑 元議長 異議なしと認め、第22号につきましては原案どおり承認したいと思います。

もとい、22号でいいのですか、これ。それでは協議案第23号大館市・田代町任意合併協議会残余財産の帰属についてを議題にしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、協議案第23号についてご説明をいたします。

協議案つづりの10ページになります。

○小畑 元議長 ちょっと後ろ聞こえますか。大丈夫。聞こえにくくない。聞こえる。

「はい」の声

○事務局 こちらの方は、大館市・田代町任意合併協議会に属する財産の取り扱いについてでございますけれども、大館市及び田代町により地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成16年3月2日に設置される大館市・田代町合併協議会に帰属させるというものでございます。

内容といたしましては、先ほどの決算見込みで示しております現金160万763円、それから物品につきましてはデジタルカメラほか合計9点でございます。これを任意協議会から法定協議会に帰属させるという内容でございます。

説明は以上でございます。

○小畑 元議長 ただいまの説明について、それではご意見、ご質問をいただきたいと思っております。ご発言をお願いします。

「なし」の声

○小畑 元議長 特にないようでありますので、それではお諮りしたいと思います。

協議案第23号、残余財産の帰属についてでありますけれども、原案のとおりご承認いただくことでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○小畑 元議長 異議なしと認め、23号を原案のとおり承認したいと思います。

次に、その他の事項でありますけれども、事務局から何かありますか。

○事務局 事務局からお願いでございます。

先ほど協議会の設置議案についてご承認をいただきましたが、17日の臨時議会においてこの議案を議決いただきますと、17日の午後2時からでございますが、市庁舎3階の第4委員会室におきまして伊藤議長さん、それから荒川議長さんのお立ち会いをいただきまして、大館市長、田代町長による協議会設置協議書への署名式を予定してございます。どうぞよろしく願い申し上げたいと存じます。

また、議長さん方には議決後に文書で改めてお願いを申し上げますが、議会選出の協議会委員の推薦についてもよろしくご配慮を賜りますようお願い申し上げます。また、それぞれの住民代表の委員の推薦につきましてもよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小畑 元議長 委員の皆様から何かご発言ございませんか。

はい、どうぞ。

伊藤 毅委員 大館市の伊藤ですけれども、この2時という時間は固定されているの。時



間的な、午後2時と固定されていますか。

- 事務局 臨時議会を大館市、田代町ともに10時からと予定されてございますので、それらが終わって午後2時からということで一応私の方でスケジュールを組ませていただきましたが、後ほどもしあれであれば調整させていただきたいと存じます。
- 小畑 元議長 もちろん議会が終わらなければなんともなりませんので、その辺は是非、調整していただきます。
- 小畑 元議長 ほかにご発言ございませんか。

#### 「なし」の声

- 小畑 元議長 特段なければ、本日で任意合併協議会の会議が終了ということになります。17日の臨時議会で合併協議会設置の議決をいただきますと、いよいよ本格的な合併協議に移ることになりますが、今後ともよろしくお願い申し上げまして、本日の協議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
- 司会 大変お疲れさまでございました。  
これもちまして第6回任意合併協議会を閉会いたします。
- 八木橋雅孝委員 議題の方に、協議の他にその他というのがあると思いますが……、大館の八木橋です。協議案件そのものについては終了ですが、5番のその他が全然座長の方から会議にかけられておりませんので……
- 小畑 元議長 私の方の協議は終わりましたということで……
- 八木橋雅孝委員 協議の方のその他が終わったわけですね。
- 小畑 元議長 協議のその他が終わったわけです。何か特段ご発言ございますか。
- 八木橋雅孝委員 すぐ閉会の方に入ったので、次第の方でその他ということがありまして、ここでちょっと発言させていただきたいなという……
- 小畑 元議長 協議終了後の発言ということでよろしいでしょうか。
- 八木橋雅孝委員 協議するというふうな内容でもありませんが、といいますのは、大館の八木橋ですけれども、当初それこそ2市3町という形でスタートしたわけでありまして、最初に鹿角市さんは最初からもう加わらないというような意思表示でありましたし、続いて比内町、小坂町さんも単独立町でいくというふうな結果、1市1町と、こういう形でありまして、私自身も任意協が今日で終わりですので、この次法定協でどなたが選ばれるのか、発言の機会があとなければということを考えての発言ですけれども。鹿角市の場合も比内町の場合も今市長選、町長選が間もなく行われるわけでありまして、鹿角市さんの場合には非常に難しい部分があるかと思いますが、仮に市長さんがかわっても合併についての考えはちょっと変わらないかもしれませんが、比内町さんの場合、もしそういう町長選の結果いかんでは再度やはり協議に加わりたいというふうなことがあり得るのではないかとことを私自身考えておりまして、やっぱりそういったことを全く法定協議会をコンクリートにしまって、あとはもう断るといふふうなことではいけないのではないかなと。そういった意味で、やはり法定協に入りまして手続上いろいろ問題はあろうかと思いますが、そういった他の町の参加がもしあり得るとすれば、それに対して臨機応変にやはり加えて、当初の、私自身も理想としており

ます2市3町にできるだけ近づけるような、弾力性のある運営を皆さん個々に心がけなければならぬのではないかと。それとともに、事務局は大変でしょうけれども、そういったことも頭の片隅にでも置いてやはり取り組んでいただければなと、こういう要望をもあわせてのお話であります。そういうことで、その他で発言させていただきました。

以上です。

○小畑 元議長 という発言ありました。特段これはご質問ということではございませんね。

○八木橋雅孝委員 はい。

○小畑 元議長 それでは、以上これをもちまして協議を終了します。どうもご苦労さまでした。

○司会 大変申しわけありませんでした。

それでは、再度申し上げます。これをもちまして第6回任意合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。どうもご苦労さまでございました。

午前9時36分 閉 会

大館市・田代町任意合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員